

令和4年度第1回

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク

資 料

令和4年7月

さいたま市

目 次

1 市長部局の取組について

- (1) 青少年育成事業の取組 1
- (2) 子ども家庭総合支援拠点 資料 2
- (3) 令和3年度児童いじめ相談受付件数 4

2 教育委員会の取組について

- (1) 市立学校のいじめの現状について 5
- (2) 市立学校のいじめ防止等に向けた取組について 6
- (3) さいたま市の教育相談体制について 8
- (4) 「不登校等児童生徒支援センター（通称：G r o w t h）」概要 . . . 13

3 参考資料

- (1) さいたま市いじめ防止対策推進条例 16
- (2) さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則 20
- (3) さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱 21

1 市長部局の取組

青少年育成課資料

青少年育成事業の取組(令和3年11月～令和5年3月)

月	日(曜)	内容	会場等
11	12(金)	令和3年度第2回 さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク	さいたま市立教育研究所
	21(日)	レッツジョイン・クリーン活動	西区、北区、大宮区、見沼区
	23(火)	さいたま市再会の機会 ～ハタチ+1のカタチ+∞～	埼玉スタジアム2002
12	10(金)	十日市青少年育成巡回活動	※中止
	12(日)	十二日まち青少年育成巡回活動	※中止
	19(日)	さいたま市誕生20周年記念 青少年の主張大会	産業文化センター ホール
	下旬	年末巡回活動	各地区で実施
1	10(月)	成人式	さいたまスーパーアリーナ
2	27(土)	さいたま市誕生20周年記念 第20回青少年育成推進大会	賞状の授与(送付)
6	4(土)	青少年育成さいたま市民会議 設立20周年記念式典・総会	産業文化センター ホール
7	14(木)	青少年育成さいたま市民会議設立20周年記念 青少年健全育成研修会 「青少年健全育成のための私たちの取組」 ・さいたま市よい本を読む運動推進員会 ・大宮警察署少年非行防止ボランティア連絡会	産業文化センター ホール
	25(月)	令和4年度第1回 さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク	与野本町コミュニティセンター
7～8月		夏季巡回活動	各地区で実施
9	18(日)	岩槻まつり青少年育成巡回活動	岩槻駅東口周辺
11	青少年健全育成非行防止キャンペーン		各地区で開催
	11(金)	令和4年度第2回 さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク	さいたま市立教育研究所
	13(日)	レッツジョイン・クリーン活動	西区、北区、大宮区、見沼区
12	4(日)	青少年育成さいたま市民会議設立20周年記念 青少年の主張大会	産業文化センター ホール
	10(土)	十日市青少年育成巡回活動	大宮氷川神社参道周辺
	12(月)	十二日まち青少年育成巡回活動	調神社周辺
	下旬	年末巡回活動	各地区で実施
1	9(月)	二十歳の集い	さいたまスーパーアリーナ
2	25(土)	青少年育成さいたま市民会議設立20周年記念 第21回青少年育成推進大会	産業文化センター ホール

○毎月第3金曜日「少年を非行から守る日」などに、各地区において青少年育成巡回活動を実施

○大宮駅周辺環境浄化パトロール 7月、8月、9月、11月、12月、1月、3月の第3金曜日

○いじめ防止のための啓発品の作成、配布

1 子ども家庭総合支援拠点とは

子どもやその家庭に関する相談に、
関係機関と連携して必要な支援を実施します。

〈モデル事業〉

令和2年10月1日 西区
令和3年4月1日 南区

地域に根差した
総合調整役

子ども家庭総合支援拠点を設置しました！
お子さんやその「家庭」に関して
なんでも相談ください



令和4年4月1日 10区支援課に設置

2 新たな取組

(1) 保育園や小中学校等、関係機関へのアウトリーチを実施



早期発見・虐待の未然防止

(2) 支援拠点で受け付けた全相談について、
支援拠点ケースカンファレンスを実施



組織的な対応の強化

(3) 児童相談所、保健センターとの定期的な連携会議の開催

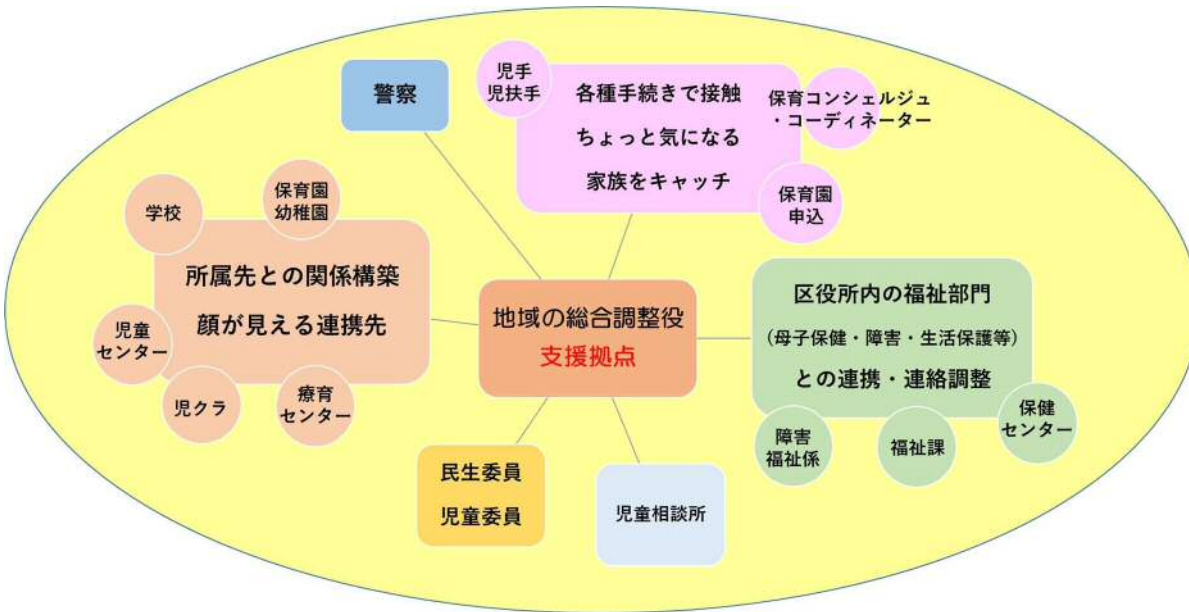


人材育成・連携強化

子ども家庭総合支援拠点を設置しました！
お子さんやその「家庭」に関して
なんでも相談ください



3 関係機関との連携した支援



子ども家庭総合支援拠点を設置しました！
 お子さんやその「家庭」に関して
 なんでもご相談ください




4 ご相談ください

お子さんやそのご家庭に関することについて、
 なんでもお話を聞きます！

こんなことでお悩みの方はいませんか？

- ・ 誰かに話を聞いてほしい
- ・ どこに聞いたらいいのかわからない
- ・ 育児で心配なことがある
- ・ 学校・保育園・幼稚園等でのなやみごと
- ・ 親子（家族）の関係
- ・ 子どもといるのがつらいとき
- ・ ヤングケアラーと思われる子どもがいる
- ・ 虐待かもしれない…と思うとき

子ども家庭総合支援拠点を設置しました！
 お子さんやその「家庭」に関して
 なんでもご相談ください



令和3年度児童いじめ相談受付件数

○令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(件)

総件数	相談内容					いじめ相談の対応				
	いじめ	虐待	一般相談	他市	無言・いたづら	教育相談室を紹介	児童相談所を紹介	他機関を紹介	助言	その他
36	27	0	7	1	1	2	1	2	20	2

※「その他」の2件では、学校に共有の1件と先方から切電の1件をカウント。

(件)

相談者別件数					
小学生	中学生	高校生	保護者	その他	不明
5	1	1	28	0	1

※「不明」は無言電話1件をカウント。

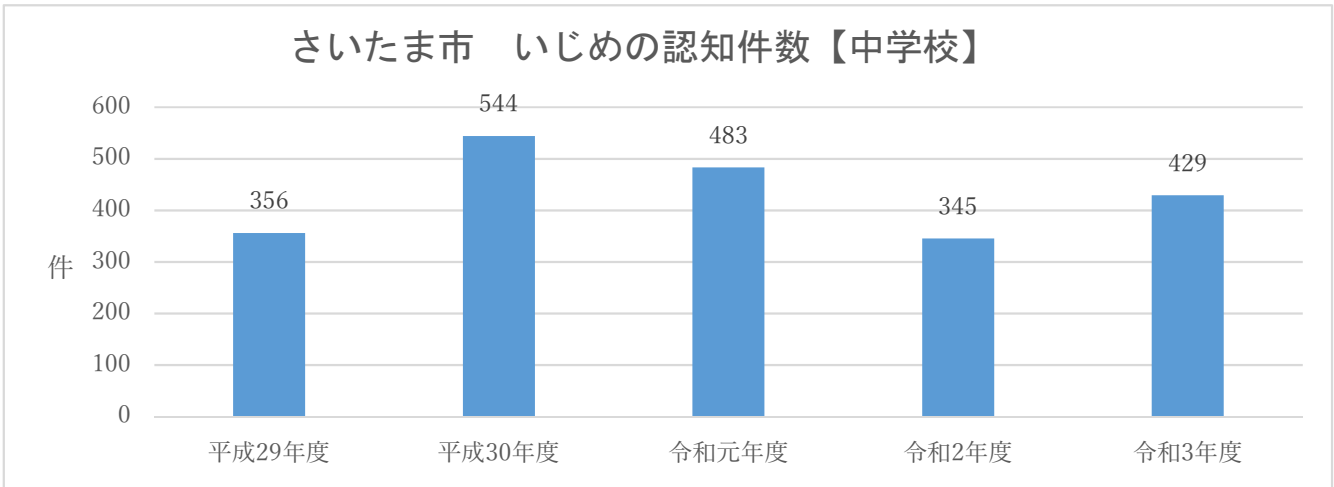
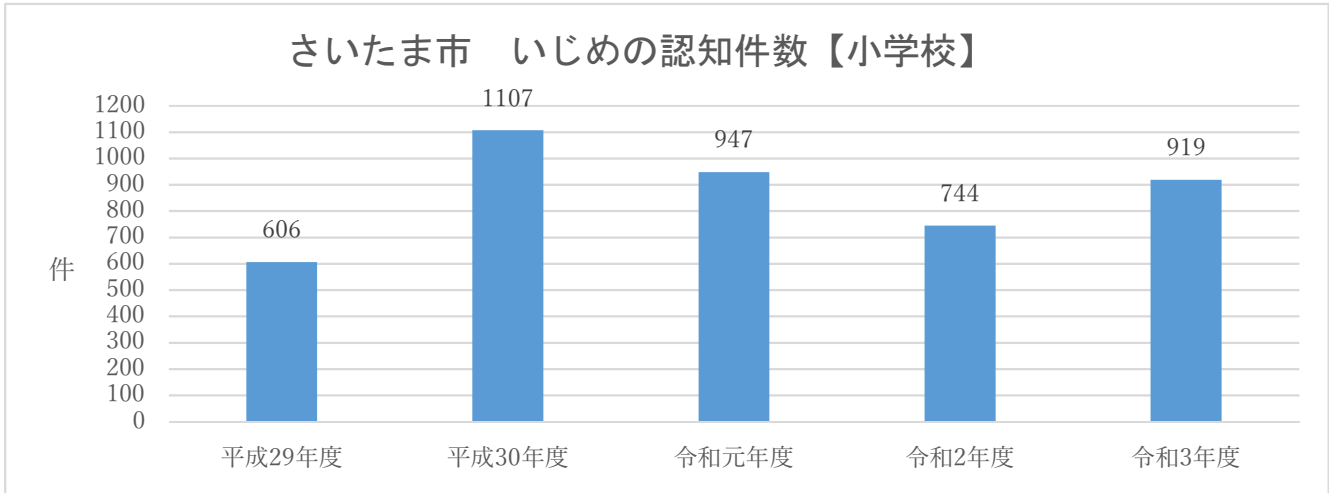
【児童相談所によるいじめ電話相談】

- ・平日 9:00 ～ 18:00
- ・電話 048-762-7926(児童相談所内)

市立学校のいじめの現状について

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
 <いじめ防止対策推進法 第2条 第1項>



【高等学校】(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
さいたま市	0	2	3	1	2

【特別支援学校】(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
さいたま市	0	0	0	0	0

※令和3年度については速報値
 ※データは市独自調査による

市立学校のいじめの防止等に向けた取組について

1 いじめの防止に係る主な取組

(1) 児童生徒の主体的な活動

ア いじめ防止シンポジウム

(ア) 趣旨

- ・市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校の児童生徒代表、大学生、教職員、保護者、地域団体、関係行政機関が一堂に会し、市を挙げて、いじめを起こさせない、見逃さない環境づくりについて考える。

(イ) 開催日 令和3年8月30日（月）

(ウ) 開催方法

- ・会場のさいたま市立教育研究所と各学校を Microsoft Teams でつなぎ、リアルタイムで、アンケートに回答してもらい、全校で結果を共有した。
- ・会場の発表やパネルディスカッションの様子をリアルタイムに、YouTube にて限定配信した。

(エ) 内容

- ・いじめ防止に向けた取組の発表
- ・令和2年度全国いじめ防止サミット参加報告
- ・オンライン・パネルディスカッション
(教育長、代表児童生徒、大学教授、弁護士)

(オ) 参加者 約850人

(カ) 成果

パネルディスカッションにおいて、タブレットPCを使って、すべての市立学校へ質問を投げかけ、学校からの回答をリアルタイムで集計し、その結果を利用してさらに議論を深めることができた。パネルディスカッションを視聴するだけでなく、質問に答える形で参加したことにより、市全体で「いじめを許さない雰囲気づくり」について考えることができた。

イ さいたま市子ども会議

(ア) 開催日 ブロック会議 令和3年10月25日(月)までに報告
子ども会議 令和4年 1月 6日(木)実施

(イ) 目的

- ・代表生徒が一堂に会し、各校の取組について情報共有し、振り返ることを通して、いじめ防止に向けた話し合いを行う。

(ウ) 参加者

- ・ブロック会議 . . . 市立各中学校区の代表児童生徒
- ・さいたま市子ども会議 . . . 市立各中学校の代表生徒(1名)

(エ) 成果

- ・各中学校区ブロック会議で、「いじめを許さない雰囲気づくり」をテーマに、いじめが生まれる環境や行動をなくすために、何ができるかを考え、各校の取組について情報交換をした。
- ・各校の取組について、成果を共有し、課題を1つでも解消するためにどんな取り組み方が必要か、代表生徒同士で話し合うことができた。いじめは誰でも当事者になる可能性があることを確認し、来年度以降に「いじめを許さない雰囲気づくり」を行うために何ができるのかについて検討することができた。

※令和4年度の予定

- ・さいたま市子ども会議

期日：令和4年8月5日(金) 9:30~12:00

会場：大宮国際中等教育学校 体育館アリーナ

※今年度より市立各小学校代表児童も参加

- ・いじめ防止シンポジウム

期日：令和4年8月24日(水) 14:00~16:30

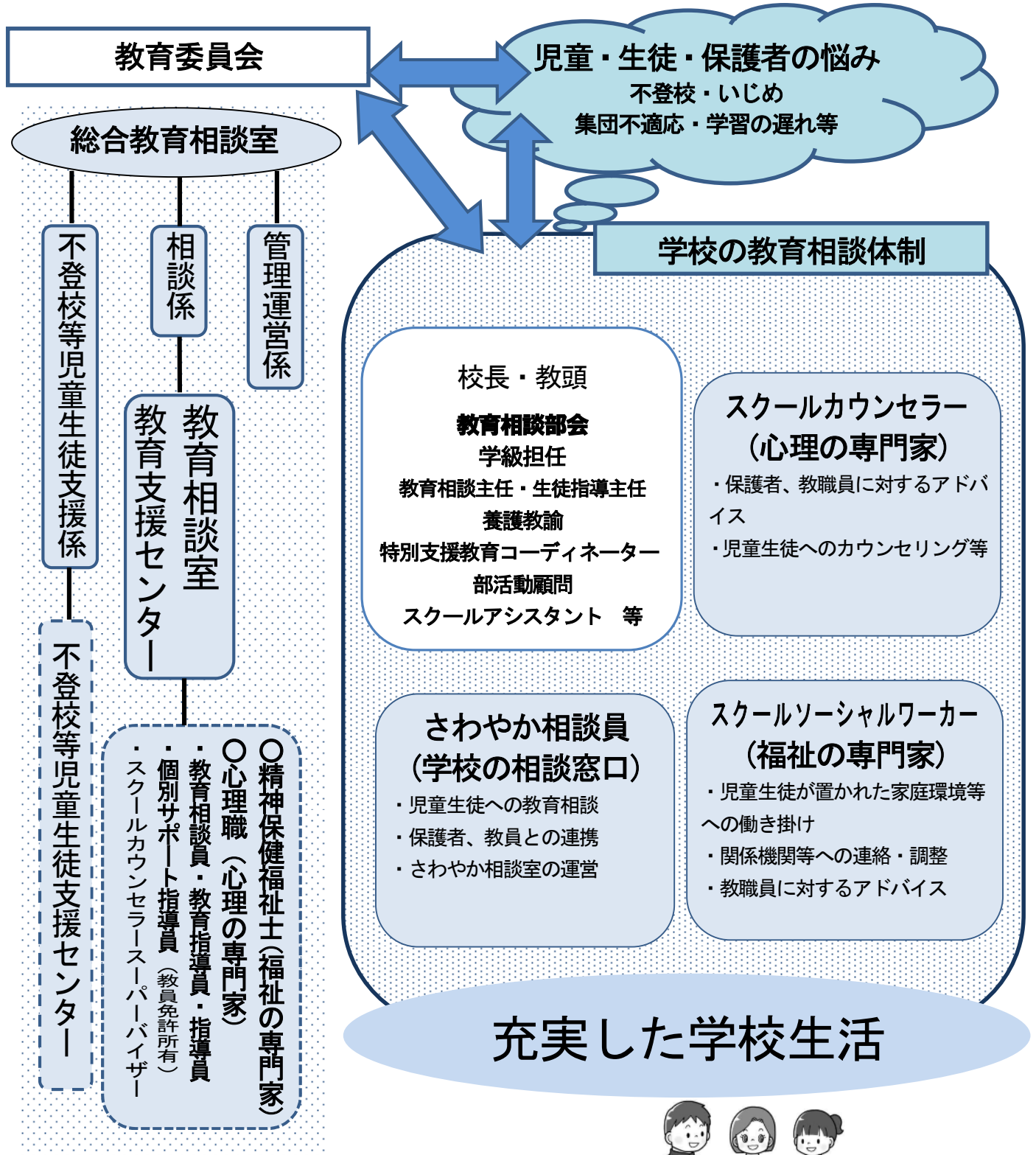
会場：R a i B o C H a l l 大ホール

(2) 学校が実施する主な取組

○いじめ撲滅に向けた取組

- ・校長等による講話
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・「簡易アンケート」等の実施
- ・児童会・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーン等の展開
- ・いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・いじめ撲滅強化月間の取組(6月1日から6月30日)

さいたま市の教育相談体制について



(1) 教育相談室・教育支援センター

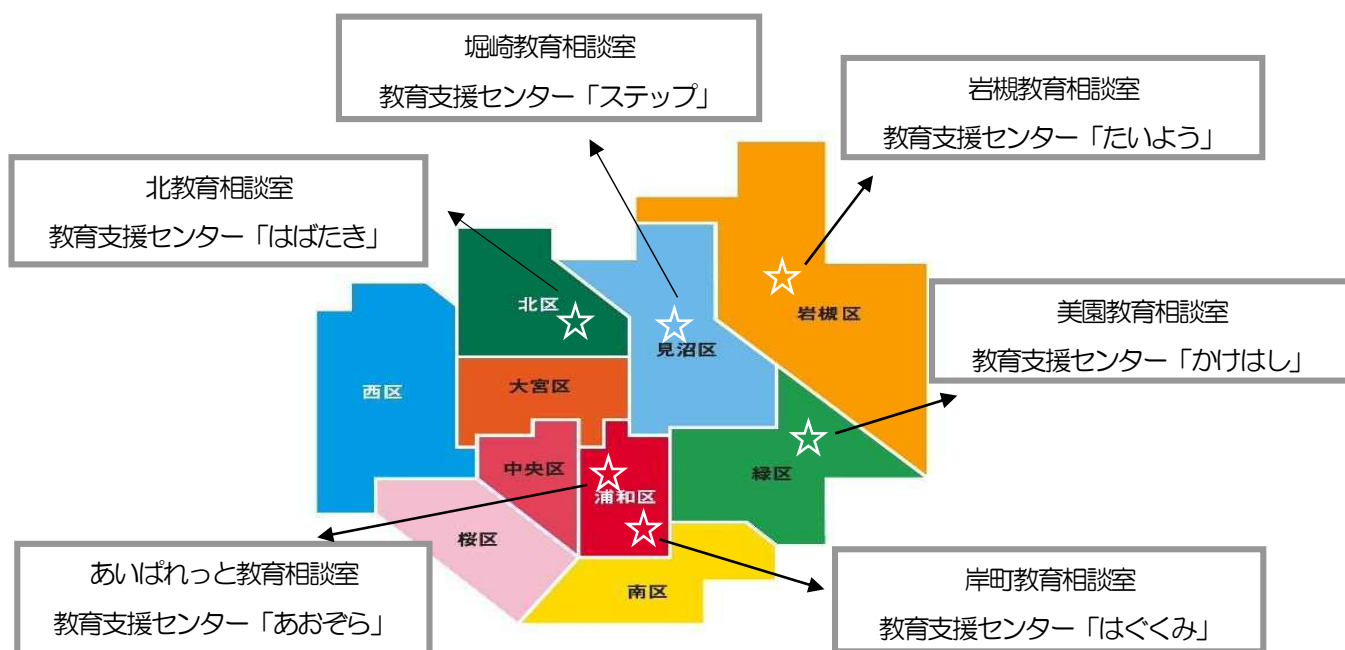
ア 教育相談室（北・堀崎・あいぱれっと・岸町・美園・岩槻）

- ・学校生活、本人の性格や行動などについての幅広い相談

イ 教育支援センター

（北「はばたき」、堀崎「ステップ」、あいぱれっと「あおぞら」、岸町「はぐくみ」、美園「かけはし」、岩槻「たいよう」）

- ・学校に行くことが困難な児童生徒の社会的自立に向けた相談・指導



(2) 「不登校等児童生徒支援センター：(通称 Growth)」

病気や不登校等で長期欠席をしている児童生徒に対して、学ぶ楽しさや喜びを実感できる機会（学びのチャンス）を提供する。1人1台情報端末を活用した学習支援や多様なプログラムなどを実施し、不登校等児童生徒の社会的自立を目指す。

(3) さいたま市スクールカウンセラー

ア 勤務

- ・1日6時間、休憩45分（休憩時間は勤務時間に含まれない）、年間40日

イ 職務

- ・教育相談に係る教職員や保護者への相談・助言、児童生徒のカウンセリングにあたる。

ウ 配置

- ・全ての市立中・高等・中等教育・特別支援学校に配置し、年間40日勤務する。
- ・全ての市立小学校に配置し、年間20日勤務する。

エ その他

- ・令和4年度 WISC-IV知能検査の検査用紙の配分は、1校当たり2～3名分。検査対象者の優先度等を吟味し、計画的に実施する。

(4) さいたま市スクールソーシャルワーカー

ア 勤務

- ・ 1日7時間、休憩45分（休憩時間は勤務時間に含まれない）、年間185日

イ 職務

- ・ 小学校においては、福祉の専門家として学校や関係機関と協力し、児童生徒を取りまく、家庭・地域などの「環境」への支援を行う。必要に応じて、面接、訪問、関係機関連携、他職種への助言等を行う。
- ・ 中・高等・中等教育・特別支援学校においては、福祉の専門家としてケース会議に関する相談助言、関係機関連携、教職員や他専門職への知識提供・助言、教育相談部会への参加等を行う。

ウ 配置・派遣

- ・ 全ての市立小学校に配置する。SSWは担当校の年間勤務計画を作成し、勤務する。
- ・ 派遣については、中・高等・中等教育・特別支援学校の校長から、小学校（拠点配置校や配置校）の校長に派遣の要請を行い、小学校長の命で派遣する。
- ・ より充実した支援のため、教育相談室の精神保健福祉士による学校訪問を実施する。

(5) さいたま市さわやか相談員

ア 勤務

- ・ 1日5時間45分、休憩45分（休憩時間は勤務時間に含まれない）、月～金（週5日）、年間215日

イ 職務

- ・ 教職員と連携し、学校の相談窓口として、児童生徒又は保護者等の相談に応じる。

ウ 配置

- ・ 全ての市立中・中等教育学校に配置する。
- ・ 派遣については、小学校長から中学校長に派遣の要請を行い、中学校長の命で派遣する。

(6) さいたま市スクールカウンセラースーパーバイザー

ア 勤務

- ・ 1日7時間 休憩60分（休憩時間は勤務時間に含まれない）
- ・ 年間40回（週1回勤務）

イ 職務

- ・ 緊急事案等への対応を行う。
- ・ スクールカウンセラーへ指導・助言を行う。

ウ 配置・派遣

- ・ 各教育相談室に1名ずつ配置する。
- ・ 緊急対応時の訪問のほか、スクールカウンセラーへの指導・助言のためスクールカウンセラー勤務校への派遣・訪問等を行う。

(7) さいたま市個別サポート指導員

ア 勤務

- ・1日7時間、休憩60分（休憩時間は勤務時間に含まれない）

イ 職務

- ・生徒指導等で課題のある児童生徒に対して、相談及び様々な教育活動への支援を行う。

ウ 配置・派遣

- ・各教育相談室に配置する。
- ・各学校からの要請に応じて派遣する。派遣期間は、原則2週間（8日間）とする。

※要請等は、総合教育相談室 相談係（711-5495）まで御連絡ください。

(8) さいたま市子どもサポートネットワーク

複雑化・深刻化する児童生徒の課題に対して、学校、教育委員会、警察、福祉、保健、医療が連携し、ケースに応じた最も適切な対応策を講じる。

(9) さいたま市24時間子どもSOS窓口

ア 目的

- ・悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者のSOSを24時間受け止める。

イ 内容

- ・夜間休日を含めて、24時間フリーダイヤル「0120-0-78310」で電話相談を行う。
- ・相談者の気持ちに寄り添いながら傾聴し、状況に応じた適切な助言を行う。
- ・自傷・他傷の突発的な事故を未然に防ぐ。
- ・関係機関を紹介し、継続的な相談につなげる。

(10) さいたま市SNSを活用した相談窓口

ア 目的

- ・さいたま市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩み全般の相談をSNSで受け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、さいたま市の相談窓口等を紹介することにより、継続的な相談につなげる。

イ 内容

- ・LINEで相談を行う。
- ・令和4年4月18日から令和5年3月30日までのうち月曜日と木曜日の週2日実施。ただし、一部期間（開設直後、5月連休明け、夏季冬季休業明け）は毎日実施。
- ・相談者の気持ちに寄り添いながら傾聴し、状況に応じた適切な助言を行う。

- ・自傷・他傷の突発的な事故を未然に防ぐ。
- ・関係機関を紹介し、継続的な相談につなげる。

(11) 専門医相談

ア 目的

- ・専門医相談は、精神科医師からの指導・助言を受けることで、学校における相談活動をより効果的に推進し、児童生徒および保護者の抱える悩みの改善・解決を図ります。

イ 留意事項

- ・まずは、総合教育相談室 相談係（711-5495）に問合せをお願いします。
- ・相談は、保護者、児童生徒、教職員が利用することができます。
- ・教育相談活動の一環であるため、診断や投薬は行いません。
- ・申し込みの状況によっては、相談できない場合もありますので御了承ください。
- ・できるだけ教職員が相談日当日同行し、専門医相談での指導内容を、学校・家庭で共有してください。

※あらかじめ専門医相談での指導内容を、学校と共有することについて、保護者の同意を得ておく和良好的と思います。

※専門医相談申込書（様式1）は、S-net ライブラリ（総合教育相談室）に掲載します。

ウ 主な相談内容

- ・不登校、情緒不安、引きこもり、家族関係のこじれ、性格・行動 等

「不登校等児童生徒支援センター（通称：G r o w t h）」概要

令和4年7月14日

令和4年4月から、新たに、総合教育相談室に「不登校等児童生徒支援係」を設置（指導主事4名）し、「不登校等児童生徒支援センター（通称：G r o w t h）」を開設、運営を行う。「不登校等児童生徒支援センター（通称：G r o w t h）」では、不登校や病気等で長期欠席している児童生徒（令和2年度2451名）に対し、さいたま市 GIGA スクール構想において配備した1人1台端末等を活用し、オンライン授業や体験活動を配信する。

1 設置目的

不登校や病気等で長期欠席している児童生徒が、オンライン授業を含めたICTを活用した学習支援や体験活動等を通して、学ぶ喜びや人とのつながりを実感し、社会的に自立していくことを目指す。

2 対象児童生徒

さいたま市立小・中・高等・中等教育学校における長期欠席者（継続的・断続的に学校へ通学できない状態が原則30日以上続いている児童生徒）のうち、主にオンラインでの学習を希望する者

3 事業概要

(1) ICTを活用した学習支援の実施

- ・児童生徒の実態に応じた授業（国語、算数・数学、グローバルスタディ等）の配信
- ・オンラインによる個別学習相談及び学習目標の設定などのサポート

(2) 多様なプログラムの実施

- ・オンラインによるホームルームやオンライン昼食会の実施
- ・日帰り体験活動、農業体験・陶芸教室等の実施

(3) 教育相談・サポート体制の充実

市内6室の教育相談室と連携し、電話相談やオンライン相談等の実施

4 事業計画

(1) 説明会の案内の配付

「不登校等児童生徒支援センター（通称：G r o w t h）」の説明会の案内を4月8日（金）に学校から各家庭に配付

(2) 市ホームページへの掲載

4月5日（火）市ホームページに「不登校等児童生徒支援センター（通称：G r o w t h）」の説明会案内を掲載

(3) 説明会の実施

- ・来場説明 4月15日（金）、20日（水）、25日（月）
9月 8日（木）

- ・オンライン説明会 4月20日（水）以降に配信

市ホームページに URL の掲載

(4) 授業配信等の計画

- ・オンラインホームルーム開始 5月10日（火）
- ・オンライン授業開始 5月23日（月）
- ・体験活動（宇宙科学館での見学） 7月15日（金）
- ・オンライン保護者会 7月22日（金）

5 参加状況等 6月30日（金）現在

(1) 会場説明会申込・参加人数

単位：人

	4月15日（金）	4月20日（水）	4月25日（月）	合計
参加人数	22	27	22	71

(2) オンライン説明会視聴回数について

単位：回

視聴回数	1082
------	------

(3) 申込者数

単位：人

	小学校	中学校	合計
4月	18	27	45
5月	9	15	24
6月	8	19	27
合計	35	61	96

(4) オンラインホームルーム延べ参加状況

単位：人

	5月	6月	合計
小学校	98	551	649
中学校	242	893	1135
合計	340	1444	1784

(5) オンライン授業延べ参加状況

単位：人

	5月	6月	合計
小学校	28	127	155
中学校	39	144	183
合計	67	271	338

3 参 考 资 料

さいたま市いじめ防止対策推進条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関し、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 基本理念 法第3条の基本理念をいう。
- (4) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 学校 法第2条第2項に規定する学校をいう。
- (6) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (7) 重大事態 法第28条第1項に規定する重大事態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する。

- 2 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめの防止等に関する機関、団体及び地域団体（次項において「機関等」という。）との連携を図るものとする。
- 3 市は、いじめの防止等のため、機関等と連携し、児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の健全育成に係る事業の充実に努めるものとする。
- 4 市は、いじめの防止等のための啓発活動を行い、市民のいじめの防止等に関わる意識の高揚を図るものとする。
- 5 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講じるものとする。
- 6 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第4条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、市民、市児童相談所その他の関係者との連携を図るものとする。

2 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

(保護者の責務等)

第5条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市及びその保護する児童生徒が在籍する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(児童生徒の役割)

第6条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、互いの人格を尊重するよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめの防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。

(市民及び地域団体の役割)

第7条 市民及び地域団体は、地域において、児童生徒の見守りその他児童生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び地域団体は、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(さいたま市いじめ防止基本方針)

第8条 市は、法第12条の規定により、市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、さいたま市いじめ防止基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定める。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の具体的な方針に関する事項
- (2) いじめの防止等に係る学校及び児童生徒の組織に関する事項
- (3) いじめの早期発見及び適切かつ迅速な対応に関する事項
- (4) 重大事態への対処に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関する重要事項

3 市は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市は、いじめの防止等のためのより実効性の高い取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、市の実情に即して機能しているかを点検し、必要があると認めるときは、これを見直すものとする。

(さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク)

第9条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下この条において「ネットワーク」という。）を設置する。

2 ネットワークは、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等に関する関係団体等の連携
- (2) 市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発
- (3) いじめ防止基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取
- (4) 市が実施するいじめの防止等に関する施策に対する専門的な見地からの助言

3 ネットワークは、委員30人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関して必要な事項は、

市長が別に定める。

(さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会)

第10条 市教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する調査研究
- (2) いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び市教育委員会への提言
- (3) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で委員会が調査する必要があると市教育委員会が認めるものに限る。）及び市教育委員会へのその結果の報告
- (4) 重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査（第7項において「重大事態等の調査」という。）及び市教育委員会へのその結果の報告

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 市教育委員会は、委員会が重大事態等の調査を行うことが困難であると認めるときは、調査専門員を置いて当該重大事態等の調査を行わせることができる。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第171号

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市いじめ防止対策推進条例（平成26年さいたま市条例第103号）第9条第7項の規定に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 ネットワークに委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 ネットワークの会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 ネットワークの庶務は、子ども未来局において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、委員長がネットワークに諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市いじめ防止対策推進条例第9条第7項に基づき、さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 ネットワークは、別表に掲げる関係機関等により構成する。

(会議の公開)

第3条 ネットワークの会議は、原則公開とする。ただし、ネットワークの決議により非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 ネットワークの会議の傍聴を希望する者は、会場で受け付けをし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、5人になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) ネットワークの会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、委員長の許可なくネットワークの会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。

(5) その他、会場の秩序を乱し、ネットワークの会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときには、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局は、子ども未来局子ども育成部青少年育成課に置く。

附則

この要綱は制定の日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表(第2条関係)

いじめのないまちづくりネットワーク関係機関等一覧

		団体名
1	学識経験者	国立大学法人 埼玉大学
2	関係団体	埼玉弁護士会
3	関係団体	さいたま市4医師会
4	関係団体	さいたま市自治会連合会
5	関係団体	さいたま市PTA協議会
6	関係団体	青少年育成さいたま市民会議
7	関係団体	さいたま市子ども会育成連絡協議会
8	関係団体	さいたま市民生委員児童委員協議会
9	関係団体	NPO法人 こころとまなびどっとこむ
10	関係団体	さいたま市体育協会
11	関係団体	株式会社 国大セミナー
12	関係団体	埼玉県公認心理師協会
13	関係団体	埼玉中央青年会議所
14	関係団体	さいたま商工会議所
15	関係団体	さいたま市社会福祉事業団
16	関係団体	さいたま市立小学校校長会
17	関係団体	さいたま市立中学校校長会
18	関係団体	さいたま市立高等学校校長連絡会
19	関係団体	さいたま市立特別支援学校校長代表
20	関係行政	埼玉県警察
21	関係行政	さいたま地方法務局
22	関係行政	さいたま人権擁護委員協議会
23	関係行政	さいたま市こころの健康センター
24	関係行政	さいたま市児童相談所
25	市職員	副市長
26	市職員	副教育長